

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 生活に困窮する外国人に係る上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」という。)及び、金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)(以下「市条例」という。)により、法律の規定に準じて行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番23の規定により、以下のために個人番号を利用する。 ・上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため。 また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるものを実施。 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱に準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第百六十四条で定めるものを実施。 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法主務省令第2条の表にに記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	福祉保健総合システム、既存住民基本台帳システム、市税総合オンラインデータベースシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、番号連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護世帯情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第23の項、準法定事務主務省令別表の第1項及び市条例第6条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、124、125、132、141、144、151、155、158、161、163、167、168、169、170、171、172、172の2、172の3の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42、161の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(43、162の項) ・市条例第6条(令和6年3月1日施行) (医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の根拠) 生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行)、生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条、番号法附則第6条第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局 生活支援課 電話 076-220-2292
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

「 十分である 」

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

・本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。

9. 監査

実施の有無

☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

「 十分に行っている 」

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

「 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策」

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

本市の制定する「金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	1 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活支援課長 辻 秀一	生活支援課長 多田 正人	事後	重要な変更事項でないため
平成30年6月29日	1 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長 多田 正人	生活支援課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年6月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」 が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」 が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	新設	事前	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計測か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計測か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月29日	IVリスク対策 8.監査 実施の有無	内部監査	自己点検 内部監査	事後	重要な変更事項でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①担当部署	福祉局	福祉健康局	事後	重要な変更事項でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉局	福祉健康局	事後	重要な変更事項でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の項番15の規定により、以下のために個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の項番23の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第15の項	番号法第9条第1項 別表第一の第23の項	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項） （別表第2における情報照会の根拠） ・第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄（事務）に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項（26の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（11、12、16、18、25、32、35、37、38、39、41、42、49、51、56、64、67、68、78、79、81、89、116、120、124、138、140、142、147、151、155の項） （別表第2における情報照会の根拠） ・第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄（事務）に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項（37の項）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 生活に困窮する外国人に係る上記事務については、金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)(以下「市条例」という)により、法律の規定に準じて行う。	事前	
令和5年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第23の項	番号法第9条第1項 別表第一の第23の項、生活保護法第80条の4(令和5年度中の施行予定) 市条例第6条(令和5年度中の施行予定)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」 が含まれる項(11、12、16、18、25、32、35、37、38、39、41、42、49、51、56、64、67、68、78、79、81、89、116、120、124、138、140、142、147、151、155の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(37の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」 が含まれる項(11、12、16、18、25、32、35、37、38、39、41、42、49、51、56、64、67、68、78、79、81、89、116、120、124、138、140、142、147、151、155の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(37の項) 市条例第6条	事前	
令和6年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第23の項、生活保護法第80条の4(令和5年度中の施行予定) 市条例第6条(令和5年度中の施行予定)	番号法第9条第1項 別表第一の第15の項、生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行) 市条例第6条(令和6年3月1日施行)	事前	
令和6年2月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(11、12、16、18、25、32、35、37、38、39、41、42、49、51、56、64、67、68、78、79、81、89、116、120、124、138、140、142、147、151、155の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(37の項) 市条例第6条 〈医療扶助オンライン資格確認の導入事務に係る根拠〉 生活保護法第80条の4(令和5年度中の施行予定)、生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条、番号法附則第6条第4項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(未定) ・市条例第6条(令和6年3月1日施行) (医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の根拠) 生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行)、生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条、番号法附則第6条第4項	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番15の規定により、以下のために個人番号を利用する。	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立支援給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立支援給付金並びに進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第2における情報照会)の根拠 ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(未定) ・市条例第6条(令和6年3月1日施行) (医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の根拠) 生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行)、生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条、番号法附則第6条第4項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、120、132、141、144、151、155、159、161、167、168、169、170、171、172の項) (主務省令第2条の表における情報照会)の根拠 ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(43の項) ・市条例第6条(令和6年3月1日施行) (医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務の根拠) 生活保護法第80条の4(令和6年3月1日施行)、生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条、番号法附則第6条第4項	事前	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計測か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 4.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2348	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 生活に困窮する外国人に係る上記事務については、金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)(以下「市条例」という)により、法律の規定に準じて行う。 (略) また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番15の規定により、以下のために個人番号を利用する。	(略) 生活に困窮する外国人に係る上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」という。)及び、金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号)(以下「市条例」という)により、法律の規定に準じて行う。 (略) また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番23の規定により、以下のために個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第15、23の項	・番号法第9条第1項 別表の第23の項	事後	
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、120、132、141、144、151、155、159、161、167、168、169、170、171、172の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42、162の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(43、161、164の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、124、125、132、141、144、151、155、158、161、163、167、168、169、170、171、172、172の2、172の3の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42、162の項) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(43、162の項)	事後	
令和8年9月4日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理 規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理 規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	
令和8年9月4日	IV. リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理 規程 特定個人情報等取扱要領	金沢市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針 金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理 規程 特定個人情報等に係る組織体制等	事後	